件	名	職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び職員の育児休業等に 関する条例の一部を改正する条例
主 管	京課	人事課
根拠法令等		地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第 110 号)

【改正の概要】

職員の申告に基づく4週間以内の勤務時間及び週休日の割振りの制度(フレックスタイム制)を設けるため、下記のとおり所要の条例改正を行う。

- (1) 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例
 - ・ 職員の申告を経て、職員の勤務時間を4週間を超えない期間で割り振ることができる旨の規定を追加する。
 - フレックスタイム制を適用する職員のうち、子育て・介護を行う職員等について、 土曜日及び日曜日に加えて週休日を一日設けることができる旨の規定を追加する。
- (2) 職員の育児休業等に関する条例
 - ・ フレックスタイム制の適用を受ける職員が育児短時間勤務を行う場合の勤務形態 に係る規定を追加する。
 - 1年単位の変形労働時間制適用を受ける教育職員が育児短時間勤務を行う場合の 勤務形態に係る規定を追加する。
- (3) 教育職員の給与等に関する特別措置条例
 - ・ 変形労働時間制の適用を受ける教育職員が育児短時間勤務を行う場合の週休日に 係る規定を改正する。
- (4)職員の給与に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、会計年度 任用職員の給与等に関する条例
 - 上記(1)の改正に伴い、項ずれ等の規定整備を行う。

施 行 日 令和3年8月1日

【その他参考事項】